



2022年初めに1ドル115円前後から、10月に入り32年ぶりの1ドル=149円の円安が進んでいます。また、急速な円安とともに世界的な原材料の上昇、ロシアのウクライナ侵攻等の要因がからみ、10月から値上げラッシュが続いています。一方で10月から、入国者数の上限を撤廃し訪日インバウンド客に対する水際対策が緩和されています。また、全国旅行割（全国旅行支援）も始まりました。アウトバウンド（日本人出国者数）も緩やかに増加しており、今後、観光業等の景気浮揚が期待されるところです。

### 最新情報（2022年9月1日～2022年9月30日）

#### 1. 業種別委員会

特になし

#### 2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし

#### 3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

#### 4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2022年9月 30日	実務 指針	「地方独立行政 法人会計基準」及 び「地方独立行政 法人会計基準注 解」に関するQ& A」等の一部改訂	2022年5月25日から6月24日まで、総務省において「地方独立行政法人会計基準」及び「地方独立行政法人会計基準注解報告書」（以下「地方独立行政法人会計基準」という。）及び「地方独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」の改訂に係る意見募集が実施され、2022年8月31日付けで改訂されました。	資産見返負債の 廃止：2023（令 和5事業）年度 から 収益認識基準の 導入：2024（令

		について		和6事業)年度から その他の改訂: 2022(令和4 事業)年度から
--	--	------	--	---

## 5. IT 関係 (IT 委員会)

特になし

## 6. その他 (会計制度委員会等)

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2022 年 9 月 20 日	委 員 会 報 告	倫理規則実務ガイ ダンス「倫理規則 に関する Q&A」 (非保証業務以外 の項目)の仮公表 及び「公開草案に 対するコメントの 概要及び対応」の 公表について	日本公認会計士協会(倫理委員会)では、2022 年 7 月 25 日 開催の定期総会において承認された改正倫理規則の適用上の留 意点や具体的な適用方法の例示を実務上の参考として示すため に、「倫理規則実務ガイダンス「倫理規則に関する Q&A」(非保 証業務以外の項目)」を取りまとめましたので、仮公表をいたし ます。	-
2022 年 9 月 20 日	公 開 草 案	倫理規則実務ガイ ダンス「倫理規則 に関する Q&A」 (非保証業務等 に関する項目)(公開 草案)の公表につ いて	日本公認会計士協会(倫理委員会)では、2022 年 7 月 25 日 開催の定期総会において承認された倫理規則の改正のうち非保 証業務等に関する項目について、適用上の留意点や具体的な適用 方法の例示を実務上の参考として示すために、実務ガイダンスの 公表について検討を行ってまいりましたが、このたび、一定の検 討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めること にいたしました。	意見募集期限 2022 年 10 月 20 日
2022 年 9 月 30 日	研 究 報 告	経営研究調査会研 究報告第 69 号「フ ォレンジック業務 に関する研究」の 公表について	日本公認会計士協会(経営研究調査会)は、2022 年 9 月 14 日の常務理事会の承認を受けて、経営研究調査会研究報告第 69 号「フォレンジック業務に関する研究」を公表しましたのでお知 らせいたします。	-

## II. 連絡広場

### ワンポイントメッセージ

#### 内部統制報告制度の見直しについて検討中（速報）

金融庁は9月から内部統制報告制度の見直しに向けた議論を開始しています。公認会計士や上場企業では早々に審議内容について確認したいところですが現在、公表された金融庁、企業会計審議会内部統制部会議事資料等によれば、次のような論点が議論され見直しが行われる予定です。現状の内部統制報告制度の課題を再考してみたいと思います。

#### 1. 内部統制報告制度の見直しの検討理由

内部統制報告制度はカネボウ粉飾決算、西武鉄道の有価証券報告書虚偽記載を契機に2008年導入されました。制度導入以来14年経過し、これまで企業の経営管理・ガバナンスの向上に一定の効果はあったものの、近年、内部統制報告書を提出した後、不正発覚もあり、現在のこの制度の実効性に懸念があるという指摘があり、また、国際的な内部統制・リスクマネジメントの議論も進展しています。これらを踏まえ、金融庁では上場企業の情報開示の信頼性を確保するための管理・評価体制について投資家に公表する「内部統制報告制度」の実効性向上に向けた見直しの議論が始まっています。

#### 2. 論点

##### （1）内部統制の基本的枠組み

社会構造の変化等に伴う内部統制上の課題に対処するため、基本的枠組みについて見直しを行うことについて、例えば、内部統制基準・実施基準等の中で、内部統制とERM（全社的リスク管理）やガバナンスとの連携に関する記述を明確化すべきかどうか。また、その他、COSO2013、コーポレートガバナンス・コード、ERMの議論等で考慮すべき事項はないか。また、ITの利用及び統制の在り方について、内部統制基準・実施基準等に織り込むべき論点はあるか。経営者による内部統制の無効化について、内部統制基準・実施基準等に織り込むべき論点はあるか。等が議論されています。

##### （2）経営者による内部統制の評価範囲

経営者によるリスクベースの評価がなされておらず、経営者の評価範囲外で「開示すべき重要な不備」が検出される企業が一定程度みられます。例えば、開示すべき重要な不備が認識された直近数年の訂正内部統制報告書のうち、当該不備が経営者による評価範囲外から認識されたものは2～3割程度みられたようです。

その原因の一つとして、評価範囲について、企業が選定基準の定量的な例示に偏重して評価範囲を決定し、リスクの高い対象を含めることができていないといった指摘がみられ、事業の特性など各企業のリスクに応じた基準改正、リスクベースで範囲及び対象を決定すべきとのご意見もあるようです。

##### （3）監査人による内部統制監査

経営者が実施した内部統制の評価結果に対して監査人が意見を出す現行の枠組みについては、経営者が内部統制を整備・運用する役割と責任があることを明確にした上で、同一の監査人が財務諸表監査と内部統制監査を一体として効率よく実施することが可能であり、一定程度機能していると評価しています。

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。 Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

一方で、経営者によるリスクベースの内部統制評価を促していく観点から、例えば、経営者と監査人の早期の緊密な協議を促すことや、内部統制報告書の中で、監査人が評価対象とすべきであると判断する領域が経営者の内部統制の評価にどのように反映されたのかを明らかにするなど、経営者と監査人との議論の促進・透明性の向上を図ることが考えられています。監査人による内部統制監査をダイレクト・レポーティングに変更し、監査人が財務報告に係る内部統制に対する監査意見を表明する制度への変更も検討されているようです。

#### (4) 内部統制報告書の訂正時の対応

現状では、不正の発覚により会社が内部統制報告書の訂正を行った場合、それに対する監査証明は必要とされておらず、訂正内部統制報告書の記載内容について第三者が適切かどうか評価することとされていません。訂正内部統制報告書の記載内容について、監査人が記載内容の妥当性を検証し、訂正内部統制監査報告書を提出すべきとの意見があり検討中です。また、企業不祥事の端緒は非財務情報にあり、財務報告上の会計数値と直接結びつかないことも多いのですが、規制当局は内部統制基準・実施基準に非財務報告を加えることを検討すべきとの意見もあるようです。

### 3. 今後の方向性

10月13日から企業会計審議会 内部統制部会で具体的な検討が行われており、年内には改正の方向性が示され見直しに係る草案が公表される見通しです。内部統制報告制度導入以来14年経過し大きく企業環境は変化しており、今後の変更内容を早々にキャッチアップして準備していく必要があります。

以上

#### 【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703